

全国薬科大学長・薬学部長会議(6月19日)提言資料

大学と実習施設との連携について

～第九回薬学教育改革大学人会議アドバンスワークショップより～

平成21年6月

日本薬学会薬学教育改革大学人会議

実務実習指導システム作り委員会

実務実習環境整備委員会

薬学教育協議会

平成 22 年度からの長期実務実習に備え、大学と実習施設との連携協力体制を具体化する必要がある。平成 20 年 10 月 5 日（日）に慶應大学芝共立キャンパスにおいて開催した第九回薬学教育改革大学人会議アドバンスワークショップ（共催：薬学教育協議会）では、「実務実習の学習効果を高めるために大学教員と指導薬剤師はどのように関わることができるか」について協議した。参加者は、全国 72 大学（73 校）（各校から 1 名）、日本薬剤師会（代表 9 名）、日本病院薬剤師会（代表 9 名）で、実行委員などを合わせると総数 104 名が集って議論した。その結果、平成 22 年度の長期実務実習に向けて大学教員と指導薬剤師がどのように連携していくべきか、具体的な提案がなされた（詳細は報告書 http://www.pharm.or.jp/kyoiku/adws_2012.pdf を参照）。そこで、提案の中から特に全国の薬科大学・薬学部が協力して実施することが望ましい内容を以下に紹介する。

1. 大学は実務実習事前学習に関する情報を指導薬剤師に提供する。
 - ・情報を効果的かつ効率的に薬剤師に伝えるためには、全国薬科大学・薬学部および地区調整機構による組織的な取り組みが必要である。
 - ・各大学は、実務実習事前学習の内容を具体的に「シラバス」に記載し、ホームページ上で公開する。
 - ・実務実習事前学習を指導薬剤師に公開し、見学・参加を呼びかける。
 - ・実務実習事前学習だけでなく、1 年次から 4 年次までの新しい 6 年制カリキュラムについて説明する機会を適切な時期に設ける。
2. 大学教員の実務実習に関する理解を高めるため、実務家教員が中心となって、平成 21 年 6 月から平成 22 年 4 月までの間に、学内での教育研修、実習施設の見学、実務体験等を実施する。
3. 実務実習中の大学教員による指導方法（実習施設の訪問、電子メールの活用、報告会の開催など）については、実務実習開始までに指導薬剤師と十分に協議して決める。
4. 「実務実習を継続することが困難となる問題」が生じる場合に備えると共に、問題が生じないよう予防に努める。
 - ・各大学では、相談窓口を設置し、学生に周知する。
 - ・問題が生じた場合には、必要に応じて実習を一時中止し、その後速やかに適切な対応をとる。
 - ・生じた問題について検討する「問題対策委員会（仮称）」を各大学で設置し、“学生と大学”、“指導薬剤師と大学”の連絡体制を整備する。